

農村女性起業チャレンジ事業実施要領

第1 目的

女性が持つ技術や知識を活かした直売や農産加工等の起業活動の経営基盤を強化し、女性の経営参画を促進するとともに、地産地消や食育などの推進を通じた地域農業の活性化を図ることが重要である。

このため、がんばる女性農業者の組織等が行う新商品開発や業務拡大等に向けた事業の取り組みに対し支援する。

第2 支援対象事業の内容等

1 事業内容

この事業は、地場産農産物を活用した商品開発や業務拡大等の新たな取り組みを支援するため、次に掲げる事業を行う。

(補助対象)

(1) 新商品開発事業

地場農産物を使用し、独自の技術やアイデアを活かした新しい商品を開発する事業(加工用機材・機器等のリース経費を含み、購入に要する経費は対象としない。)

(2) 新業務等導入事業

新たな業務内容・サービスに取り組むと認められる事業

(3) 販売促進事業

販路拡大や販売促進のための事業

(4) その他知事が認める事業

2 事業実施主体

農村女性起業活動を行う個人、法人又は任意組織

3 実施期間

1年間

4 標準事業費

800,000円

5 採択要件

直売や農産加工などの農産物を介した経済活動を行う次の条件をすべて満たす農村女性起業とする。

(1) 農業に従事する女性が活動の中心にあって、運営の方針を決定し、責任を担っていること。

(2) その活動による販売収入が次のいずれかを満たすこと。

ア 過去(原則として3年間)の販売収入が年間概ね50万円以上であること。

イ 現に県農林振興センターの指導を受けて活動を行っており、近い将来において販売収入が年間50万円以上となることが見込まれること。

第3 事業の実施

- 1 この事業を実施しようとする事業実施主体は、事業実施計画書（様式第1号）を作成し、知事に提出し、その承認を受けるものとする。
- 2 知事は、1の承認を行うにあたり、あらかじめ有識者等による検討会を開催し、採否についての意見を聞くものとする。

第4 事業の推進

- 1 市町村、農業協同組合等の農業団体は、この事業の円滑かつ適正な実施を図るため、必要な指導を行うものとする。
- 2 県農林振興センターは、この事業の効果的な実施を図るため、技術及び経営等に関する指導を行うものとする。

第5 助成

県は、予算の範囲内において、第3の1により事業実施計画の承認を受けた事業実施主体が行う農村女性起業チャレンジ事業に要する経費について、別に定めるところにより補助するものとする。

第6 その他

この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行に伴い、がんばる女性起業発展支援事業実施要領は、廃止する。
- 3 がんばる女性起業発展支援事業実施要領により実施し、引き続き本要領のもとで継続実施される事業については、なお従前の例による。